

岩手県告示第464号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の5第2項の規定により、指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定試験機関の名称	変更事項	内 容		変更しようとする 年月日
		変更前	変更後	
財団法人不動産適正取引推進機構	指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地	東京都港区西新橋二丁目7番4号	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号	平成元年2月20日
	指定試験機関の名称	財団法人不動産適正取引推進機構	一般財団法人不動産適正取引推進機構	平成25年4月1日